

令和8年度 県営住宅 定期募集のご案内

県営住宅入居者の定期募集は、年4回行います。

募集回	申込受付期間	指定入居日
第1回	令和8年 5月1日(金)～ 5月15日(金)	令和8年 7月1日
第2回	令和8年 8月3日(月)～ 8月17日(月)	令和8年10月1日
第3回	令和8年11月2日(月)～11月16日(月)	令和9年 1月1日
第4回	令和9年 2月1日(月)～ 2月15日(月)	令和9年 4月1日

※ 申込受付は、上記申込受付期間の最終日午後5時必着です。

※ 諸事情により、受付期間等が変更になることがあります。
募集住宅の詳細は、別添「募集一覧表」をご覧ください。

※ 「募集一覧表」は、各受付期間の初日に発表します。

※ 入居申込は、1世帯につき、募集回ごとにすべての県営住宅の中から1戸しか申込みできません。
ご希望の団地を入居申込書へ記入いただき、各管理者へ申し込んでください。

【定期追加募集】

定期募集の結果、応募がなかった住宅については、抽選日の翌日から募集月の月末（月末が土・日・祝日の場合はその翌日）までを受付期間として《再募集》します。
募集の有無、応募方法等については、各管理者へお問い合わせください。

※定期募集の当選者は申込みできません。

【年間随時募集】

定期追加募集とは別に、年間を通じて随時募集している住宅があります。
詳細については、奈良県営住宅ホームページをご覧ください。【<https://www.naraken-sumai.jp/>】

※定期募集の当選者は申込みできません。



奈良県営住宅(公営住宅)について

県営住宅は、住宅に困窮されている低所得の方々のために、奈良県が供給している公共賃貸住宅です。

このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、収入に応じた家賃制度をはじめ、入居の申込みから退去に至るまで、公営住宅法や奈良県営住宅条例などに基づいたさまざまな制限や義務が課せられています。

県営住宅の入居募集は、大きく「一般世帯向け」と「福祉世帯向け」に分けて行っています。

申込資格は、「一般世帯向け」の申込資格を基本とし、「福祉世帯向け」は、さらに、それぞれの福祉世帯向け申込資格が必要です。

入居の申込みをされる場合は、この「定期募集のご案内」をよくお読みいただいたうえでお申込みください。

目次

【重要】 申し込む前に必ずご確認ください	1
1. 入居申込から入居までの手続きについて	2
2. 申込先一覧	3
3. 入居申込資格について	4～7
4. 入居収入基準（基準月収額）の確認について	8～10
5. 県営住宅の家賃について	11
6. 連帯保証人について	11
7. 世帯人数による申込み制限について	12
8. 申込みの無効・失格について	12
9. 入居予定者の選考方法について	12
10. 入居決定について（ご注意）	13
11. 県営住宅に関する注意事項	13
12. 県営住宅所在地について	14～15
管理者所在地図	16
入居申込書記入例	17
個人情報の保護について	18
県営住宅の入居資格を満たさない場合について	18

【重要】 申し込む前に必ずご確認ください

《入居に際しての注意事項》

- ①入居決定後の入居説明会までに、敷金（家賃の3か月分）の納付が必要となります。また、入居説明会で住戸の鍵を受け取られる際に、1か月分の家賃を直接管理者に納付してください。
- ②ガス器具、照明器具などは入居者の負担となります。
住戸内の修繕も、基本的に入居者の負担となります。
- ③ **犬・猫・鳥などの動物は飼わないでください。**
県営住宅は集合住宅であるため、動物を団地で飼うことは、近所迷惑になり、入居者間のトラブルの原因となります。
- ④ **家賃・敷金以外にも共益費・自治会費・水道料金・電気料金・受信料（NHK・一部BS含む）等が必要**となります。
階段の通路灯など、県営住宅の共同施設の管理運営に必要な経費については、共益費として負担していただきます。
- ⑤ すべての団地に駐車場を設置しているわけではありません。
団地ごとの駐車場の有無については、14～15頁でご確認ください。

《入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります》

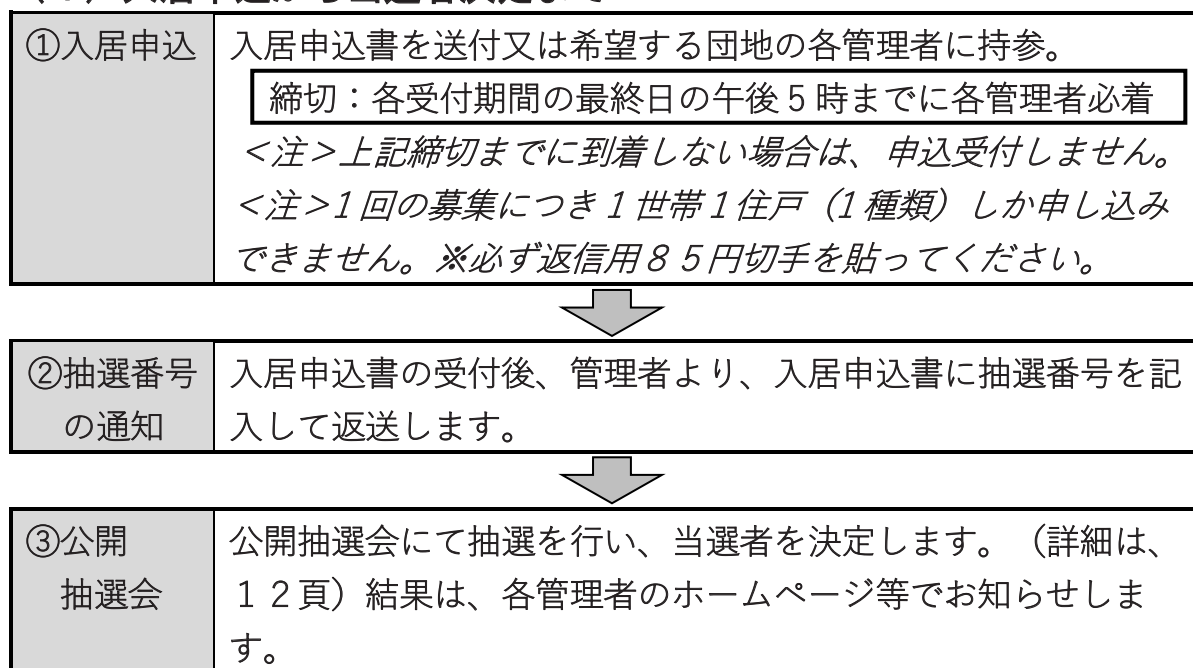
- ①不正な行為によって入居したとき。
- ②家賃を3か月以上滞納したとき。
- ③住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- ④住宅を無断で他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- ⑤住宅を無断で他の用途に変更したとき。
- ⑥住宅を無断で模様替え又は増築したとき。
- ⑦承認を受けずに入居者以外の者を同居させたとき。
- ⑧正当な理由によらないで、無断で20日以上住宅を使用しないとき。
- ⑨周辺環境を乱し、又は他に迷惑をおよぼす行為をしたとき。
- ⑩暴力団員であることが判明したとき。

《自治会活動について》

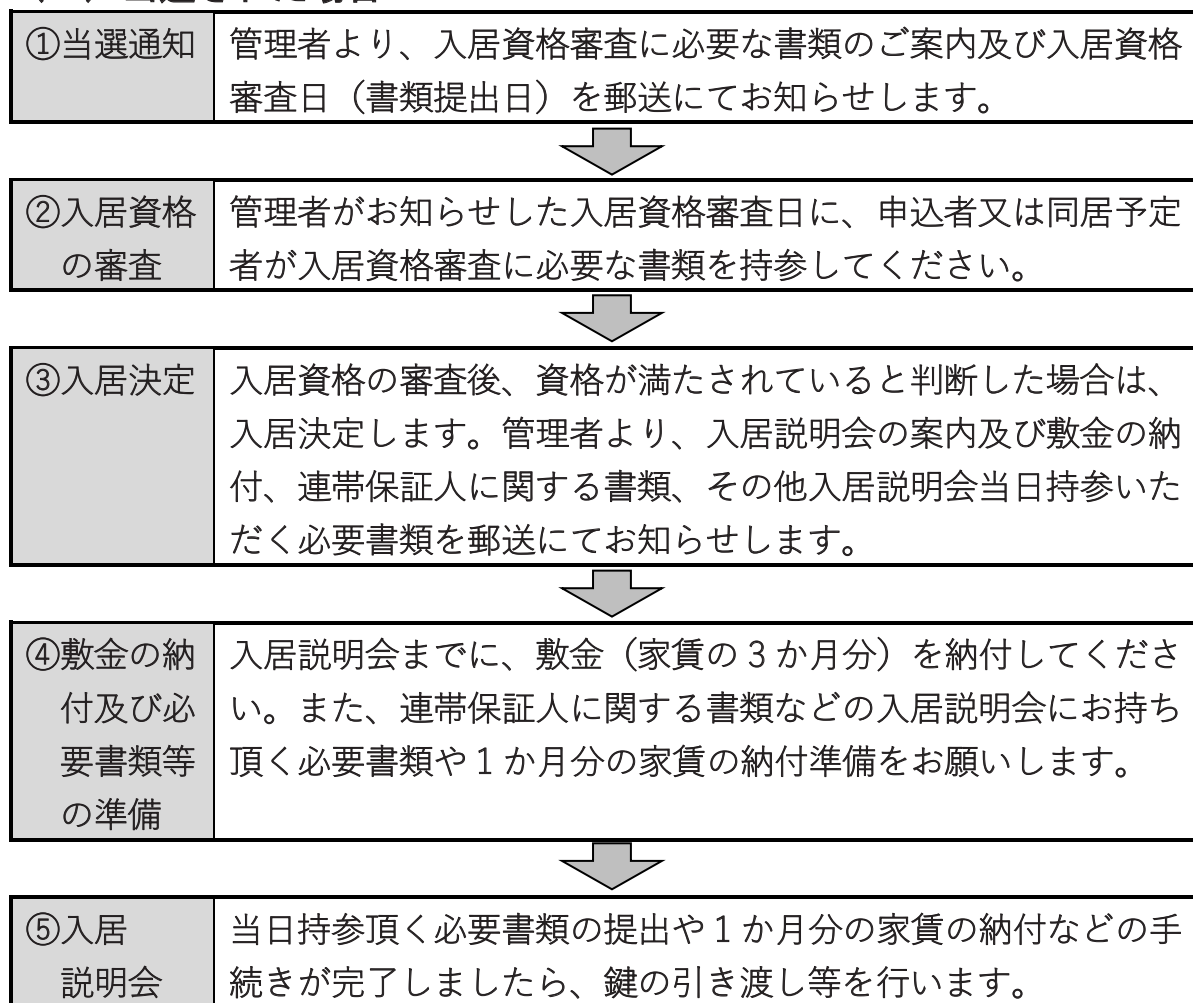
県営住宅では、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境維持のため、自治会が重要な役割を果たしています。入居後は共用部分の清掃活動など、自治会活動に積極的に参加・協力いただきます。

1. 入居申込から入居までの手続きについて

(1) 入居申込から当選者決定まで



(2) 当選された場合



2. 申込先一覧

①紀寺・六条・売間・北和・姫寺・六条山・小泉・稗田・天理・天理南・山崎
県営住宅に申し込む場合

管理者（申込先）	（株）東急コミュニティー 奈良県営住宅北部サービスセンター （16頁の管理者所在地図①参照）
問い合わせ先	TEL 0742-30-1090
開所時間	午前8時30分～午後6時
定休日	土曜日・日曜日・祝日
公開抽選の結果の公表	公開抽選日の翌日、（株）東急コミュニティー奈良県営住宅北部サービスセンター及び奈良県営住宅サービスセンター前に掲示し、奈良県営住宅ホームページに掲載します。電話での問い合わせは、上記開所時間内をお願いします。

②東高田・阿部・桜井・纏向・橿原・坊城県営住宅に申し込む場合

管理者（申込先）	（株）東急コミュニティー 奈良県営住宅サービスセンター （16頁の管理者所在地図②参照）
問い合わせ先	TEL 0744-21-0109
開所時間	午前8時30分～午後6時
定休日	土曜日・日曜日・祝日
公開抽選の結果の公表	公開抽選日の翌日、（株）東急コミュニティー奈良県営住宅サービスセンター及び奈良県営住宅北部サービスセンター前に掲示し、奈良県営住宅ホームページに掲載します。電話での問い合わせは、上記開所時間内をお願いします。

③高円・西小泉・秋津県営住宅に申し込む場合

管理者（申込先）	奈良県営住宅管理事務所 （16頁の管理者所在地図③参照）
問い合わせ先	TEL 0743-51-2615
開所時間	午前8時30分～午後5時15分
定休日	土曜日・日曜日・祝日
公開抽選の結果の公表	公開抽選日翌日9時より、奈良県営住宅ホームページに掲載します。電話でのお問い合わせは、上記開所時間内をお願いします。

3. 入居申込資格について

(1) 「一般世帯向け」「福祉世帯向け」共通の入居申込資格

次の①～⑥の全ての条件を満たしている方が、「一般世帯向け」住宅に申し込むことができます。
 (「福祉世帯向け」住宅に申し込む場合は、更に5頁の条件にも該当する必要があります。)

条件	補足
①申込者本人が奈良県に居住又は勤務している	●ただし、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等、DV（配偶者からの暴力）被害者及び交際相手（生活の本拠を共にしている）からの暴力被害者は、左記条件を満たす必要はありません。
②現在、住宅に困っている	●申込者・同居予定者のいずれかに持ち家がある場合は、原則として申し込むことはできません。ただし、持ち家の所有権を指定入居日までに移転することができる場合は、申し込むことができます。（詳細は6頁参照） ●現在、公営住宅等(県営住宅・市町村営住宅等)の入居者(入居予定者を含む)は、原則として申し込むことはできません。（詳細は6頁参照）
③同居者は親族であること	●ただし、同居者が次の条件を満たす人は申し込むことができます。 ア 婚約者：指定入居日より3か月以内に入籍できる場合に限りです。（鍵渡しは入籍後です） イ 事実上の婚姻（内縁）関係にある人：同一世帯の住民票により続柄「未届けの妻（夫）」が確認できる場合に限りです。 ウ パートナーシップ関係の方：官公庁が発行するパートナーシップ関係であることを証明する書類で関係性を確認できる場合に限りです。 ●不自然な世帯分離による申込みはできません(詳細は6頁参照)
④収入が入居収入基準以下 (算定方法は8～10頁参照)	●入居収入基準（基準月収額）が15万8千円以下であること。 ●ただし、上記基準月収額を超える方でも、「裁量世帯(6頁参照)」に該当する場合は、基準月収額が21万4千円以下であれば申し込むことができます。 ※入居予定者全員の収入が対象です。
⑤連帯保証人がいること	●「国内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ申込者と同等以上の収入又は一定の資産を有する等入居決定者の債務を負担する能力がある人」である連帯保証人が原則必要です。（議員など公職の地位にある人が連帯保証人になることは、公職選挙法など法に抵触するおそれがあります。） ●連帯保証の極度（限度）額は、入居時等における家賃の6ヶ月分に相当する額になります。（その他、詳細は11頁参照。）
⑥その他	●過去に県営住宅に入居していた人は、滞納、無断退去等をしていないこと。 ●申込者（同居予定者を含む）が、①暴力団員でないこと。②未成年（申込日現在18歳未満）でないこと。

(2)「福祉世帯向け」の入居申込資格

「福祉世帯向け」住宅を申し込む場合、4頁の①から⑥の全ての条件を満たし、さらに次の1～4のいずれかの世帯条件に該当している必要があります。詳しくは、管理者へお問い合わせください。

1. 一般福祉世帯向け 次の①～⑤のいずれかに該当する世帯。	
① ひとり親世帯	現に20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯。(市町村長又は福祉事務所長の証明等が必要。)
② DV被害者世帯	DV(配偶者からの暴力)被害者又は交際相手(生活の本拠を共にしている)からの暴力被害者で、次のいずれかに該当する世帯。 ア ①保護施設に入居している世帯、②保護等が終了した日から5年を経過していない人がいる世帯、③接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年を経過していない人がいる世帯(こども家庭センターの証明又はそれに類する証明が必要。) イ 女性相談支援センター等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等が発行されている人がいる世帯
③ 犯罪被害者世帯	犯罪被害者等で犯罪により従前の住宅に居住することが困難となり、原則、それを客観的に証明できる場合。
④ 障害者世帯	申込者本人又は同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。 ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 イ 療育手帳の交付を受けている人
⑤ 海外引揚者世帯	海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている世帯で、引揚後5年以内の人。
2. 身体障害者向け 次の①、②のいずれかに該当する世帯	
① 生計維持者	申込者本人が身体障害者手帳を有し、その障害の程度が4級以上である人で、主として生計を維持している場合。
② 申込者本人又は同居予定者	申込者本人又は同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。 ア 身体障害者手帳の交付を受けその程度が2級以上である人 イ 戦傷病者手帳の交付を受けその障害の程度が2級以上の身体障害者と同程度であると認められた人
3. 高齢者世帯向け	
次のいずれかの条件に該当する世帯 ア 申込者が60歳以上であり、かつ同居者がいる場合はそのいずれもが60歳以上の世帯。 イ いずれか一方が60歳以上である夫婦(事実上婚姻関係と相当する関係を含む)のみの世帯。 ウ 申込者が単身で60歳以上の場合。	

(3) 裁量世帯について

次のいずれかに該当する世帯をいい、基準月収額が 21 万 4 千円以下であれば、申込みできます。

対象世帯	要件
① 身体障害者がいる世帯	申込者又は同居予定者に、身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯（障害程度が 1 級～4 級であること）
② 精神障害者がいる世帯	申込者又は同居予定者に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯（障害程度が 1 級又は 2 級であること）
③ 知的障害者がいる世帯	申込者又は同居予定者に療育手帳（A、B1）の交付を受けている人がいる世帯
④ 戦傷病者がいる世帯	申込者又は同居予定者に、戦傷病者手帳の交付を受けている人がいる世帯（戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症であること）
⑤ 原子爆弾被爆者がいる世帯	申込者又は同居予定者に、厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被害者がいる世帯
⑥ 海外引揚者がいる世帯	申込者又は同居予定者に、海外からの引揚者がいる世帯（引き揚げた日から 5 年以内であること）
⑦ ハンセン病療養所入所者等がいる世帯	申込者又は同居予定者に、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた人）
⑧ 高齢者のみ等の世帯	申込者が 60 歳以上である場合、かつ、同居予定者がいる人はそのいずれもが 60 歳以上、又は 18 歳未満である場合
⑨ 就学前の子どもがいる世帯	同居予定者に、指定入居日の時点で小学校就学前の子どもがいる場合

(4) 「現在、住宅に困っていること」について

① 持ち家を所有されている方

県営住宅は、住宅に困窮している方に提供する住宅です。持ち家を所有されている方が当選された場合には、住宅の所有権移転が確認できる登記事項証明書等の書類を提出していただきます。

② 県営住宅や市町村営住宅等に入居中（入居予定を含む）の方

現在、県営住宅や市町村営住宅等に入居中の方は原則として申込みができません。詳細は管理者にお問い合わせください。なお、当選された場合には、住宅困窮状況に係る書類等の提出をしていただきます。

①②について、入居資格審査の結果、入居できない場合がありますので、ご承知おきください。

(5) 不自然な世帯分離について

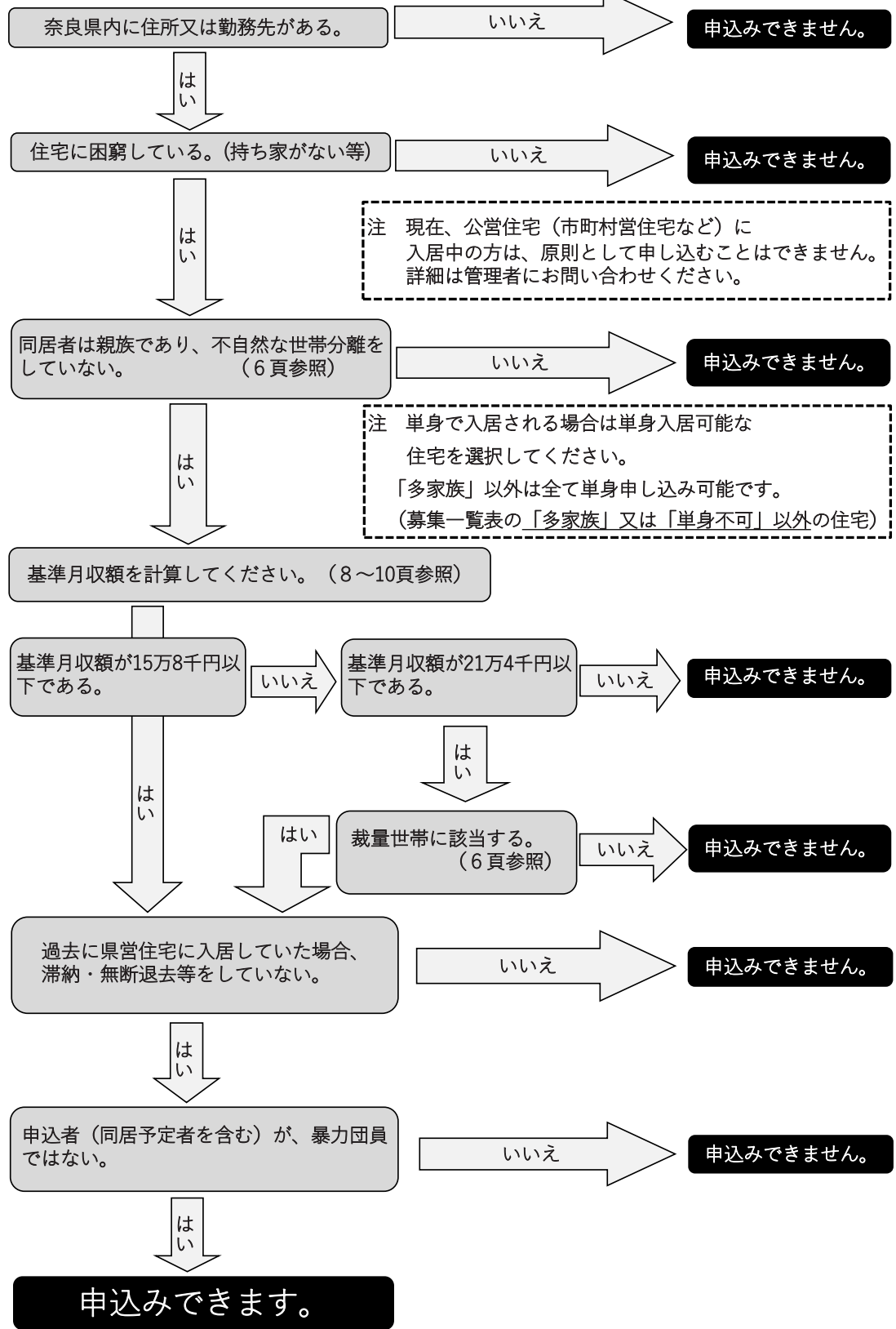
以下のような社会通念上不自然と思われる世帯分離等による申込みは認められません。

- ① 夫婦の別居や夫婦のどちらか一方が子供と申し込む場合など理由がなく世帯を分離した申込み
- ② 他に扶養すべき人がいる親戚の同居など特に同居する理由のない親族との申込み

入居申込資格の確認フロー

申込資格の詳細は、4頁を確認してください。

(1) 一般世帯向け住宅の申込みの場合



(2) 福祉世帯向け住宅の申込みの場合

上記「(1)一般世帯向け住宅」の申込資格があり、かつ5頁の福祉世帯向け申込資格1～4のいずれかの条件に該当する場合は、福祉世帯向け住宅に申込みができます。
 なお、一般世帯向け住宅と同時に申込みはできません。

4. 入居収入基準（基準月収額）の確認について

1. 申込資格として、申込世帯全員の収入が、県の定める基準月収額以内であることが必要です。
2. 基準月収額は、「年間総収入額」から「年間所得金額」を計算し、「世帯の年間所得金額」を求め、さらに「世帯の控除合計額」を差し引いた額を12で割り戻した額です。
年間総収入額から年間所得金額を計算する方法は、「所得区分」（下表）により異なります。
* 日雇労働の方で、給与所得として賃金をもらっている人は、「給与所得の場合」にならって計算し、税務署に自己申告している人は、「その他の所得の場合」にならって計算してください。
3. 複数の所得がある場合や申込者以外にも所得がある場合は、それぞれの所得計算方法で年間所得金額を算出のうえ、合算してください。

基準月収額の計算方法

年間総収入額を計算します。

【記入欄】

下表を参考に計算してみましょう
(複数の所得がある世帯は、右欄①～③を使って計算してください。)

本人及び家族	年間総収入額	
	①	円
	②	円
	③	円

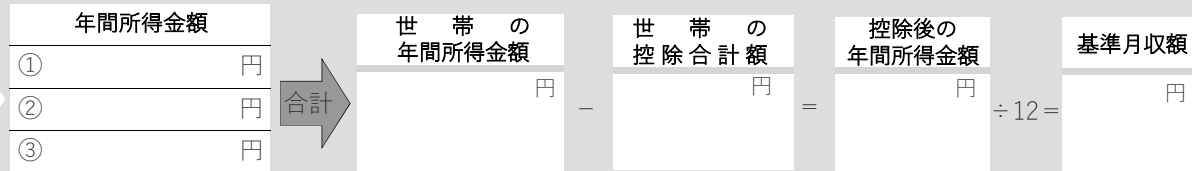
所得区分	就職時期・受給期間・開業時期	年間総収入額の計算方法	
給与所得の場合	現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合	源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されている額	
	俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。	現在の勤務先に前年の1月2日以降就職し、現在まで1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
	年間総収入額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。	現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	就職した月から現在までの給料等の総額 ÷ 就労月数 × 12か月 + 賞与
		現在の勤務先に勤めて、まだ1か月分の給与を受けていない場合	雇用条件に基づく給与予定月額を1.2倍した年間推定総収入額
年金所得の場合	引き続き1年以上年金を受給している場合	前年分の支払金額	年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払い年金額
	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金等をいいます。	年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額 (1回分の支払額を6倍) (2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払い年金額)
その他の所得の場合	事業所得(例えば、自営業、サービス業、保険外交員等)、利子所得、不動産所得等の所得です。	前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合	所得税確定申告書控えの所得金額の欄に記載されている額 所得金額 = 年間総収入額 - 必要経費
		前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額で計算した額 (計算方法については、上記「給与所得の場合」の例にならってください。)

注意事項

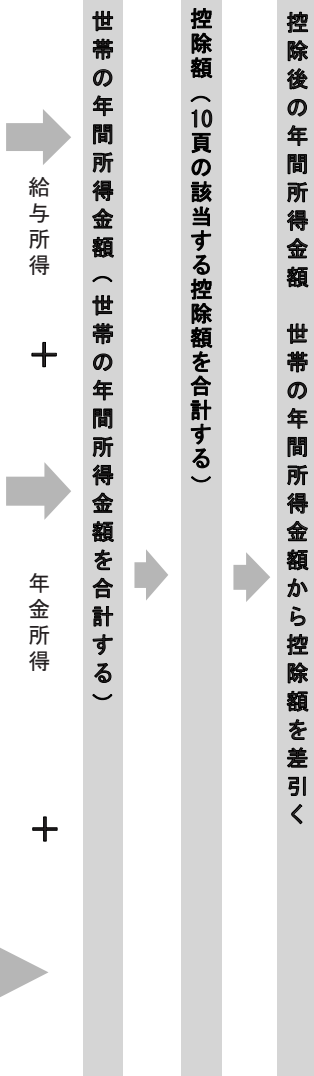
- 次のような場合は、年間総収入額を0円で計算してください。
 - 生活保護の各種扶助者
 - 出産・結婚・定年などの理由で指定入居日までに退職する方で、以降無職・無収入となる人
 - 求職中の方や、無職・無収入の人
- 法令により非課税とされているものについては、所得金額に含みません。
 - 遺族恩給、増加恩給、傷病者恩給、障害者年金、遺族年金、寡婦年金
 - 健康保険法による保険給付（傷病手当金等）
 - 雇用保険法による失業等給付、労働者災害補償法による保険給付、労働基準法に基づく休業補償等
 - 生活保護の扶助料、公害認定患者の障害補償費、児童扶養手当等

年間総収入金額から年間所得額を計算します。

控除額を差し引いて基準月収額を計算します。



年間総収入額	年間所得金額	
651,000円未満	年間所得金額 = 0円	
651,000円以上～1,900,000円未満	(年間総収入額:A) - 65万円	
1,900,000円以上～3,600,000円未満	{ (A) ÷ 4 = B (千円未満端数切捨て) } × 2.8 - 8万円	
3,600,000円以上～6,600,000円未満	{ (A) ÷ 4 = B (千円未満端数切捨て) } × 3.2 - 44万円	
6,600,000円以上～8,500,000円未満	(A) × 0.9 - 110万円	
65歳以上	1,100,000円以下	年間所得金額 = 0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	(A) - 110万円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
65歳未満	600,000円以下	年間所得金額 = 0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	(A) - 60万円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円



基準月収額

※15万8千円以下の人
 ※裁量世帯（6頁参照）に該当する人は、基準月収額が15万8千円を超えても、21万4千円以下であれば申込みができます。

各種控除について

一般控除

控除種別	控除対象者	控除額
同居及び扶養親族控除	申込者本人を除く、同居親族及び遠隔地扶養親族 $\left[\begin{array}{c} \text{入居人数} \\ \text{名} \end{array} - \begin{array}{c} \text{申込本人} \\ \text{1名} \end{array} + \begin{array}{c} \text{遠隔地扶養} \\ \text{名} \end{array} \right] \times 38\text{万円} =$	一人につき 38万円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">親族控除額 万円</div>

特別控除

- 所得税法上の各控除要件に該当しており、課税証明書やその他書類等で確認できることが必要です。
- 令和3年7月以降、公営住宅法施行令の措置により、給与所得と年金所得の合計が10万円以上であれば10万円、10万円未満であればその額を控除します。(※)

控除種別	控除対象者	控除額
老人扶養控除	扶養親族(合計所得金額が58万円以下である者)のうち年齢70歳以上の人	親族控除のほか 一人につき 10万円
老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者(合計所得金額が58万円以下である者)のうち年齢70歳以上の人	一人につき 10万円
特定扶養控除	扶養親族(合計所得金額が58万円以下である者)のうち年齢16歳以上23歳未満の人	親族控除のほか 一人につき 25万円
障害者控除	申込者本人、同居親族及び扶養親族のうち、次の①～⑤のいずれかに該当する人 ① 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 ② 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ③ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第5項症の人 ④ 年齢65歳以上で障害の程度が①②と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人	一人につき 27万円
特別障害者控除	申込者本人、同居親族及び扶養親族のうち、次の①～⑧のいずれかに該当する人 ① 心神喪失状況にある人 ② 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症～第3項症の人 ⑤ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑦ 年齢65歳以上で障害の程度が①②③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人 ⑧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人	親族控除のほか 一人につき 40万円
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、下記の「ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が、明らかでない人 ※(2)の場合、扶養親族の要件はありません。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象外です。	寡婦の方で所得がある場合 27万円 所得(※の控除後)が27万円未満の場合はその額
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、現に婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない人で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る。)がいる人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は、対象外です。	ひとり親の方で所得がある場合 35万円 所得(※の控除後)が35万円未満の場合はその額

5. 県営住宅の家賃について

今回応募される団地の家賃は、右記の基準月収額の収入区分①～⑥に応じた、募集一覧表（別添）の家賃になります。

収入区分	基準月収額（円）	
①	0	～ 104,000
②	104,001	～ 123,000
③	123,001	～ 139,000
④	139,001	～ 158,000
⑤	158,001	～ 186,000
⑥	186,001	～ 214,000

「募集一覧表」例

面積 (㎡)	家賃（円）		
37.7	① 11,100	② 13,500	③ 16,000
	④ 18,400	⑤ 21,300	⑥ 23,300

県営住宅入居者の方は、毎年（7月頃）世帯全員の前年の収入状況を申告する必要があります。県ではこの申告に基づいて翌年度の家賃額を決定します。

また、退職等により収入が著しく低額になったときなど、家賃の減額ができる場合があります。詳細については、各管理者にお問い合わせ下さい。

6. 連帯保証人について

連帯保証人を立てられない場合、以下のとおり取り扱いますので、各管理者にお問い合わせください。

- (1) 家賃債務保証業者を連帯保証人にすることができます。
家賃保証業者との契約は、契約料及び毎年の更新料がかかります。
- (2) 以下にあてはまる場合は、連帯保証人を免除することができます。
 - ① 生活保護受給者で代理納付措置を得ている者
 - ② DV被害者で2親等内の親族がいない者
 - ③ 身体障害者手帳保持者、精神障害福祉手帳保持者で2親等内の親族がいない者
 - ④ 65歳以上の高齢者で2親等内の親族がいない者
 - ⑤ 災害被害者

7. 世帯人数による申込み制限について

「募集一覧表」において、以下のような記載がある住戸については、世帯人数による申込み制限があります。

(1) 単身不可

入居者の合計が2人以上の世帯の場合は申込みできます。単身での申込みはできません。

(2) 大家族3人以上

入居者の合計が3人以上の世帯の場合は申込みできます。

なお、特段の記載のない住戸については、世帯人数による申込み制限はありません。

【募集一覧表】例

型 式	間 取 り
4DK	6, 6, 6(洋), 5(洋), 9(DK) 3ヶ所給湯 (単身不可)
3DK	6, 6, 5(洋), 7(DK) 3ヶ所給湯
4DK	6, 5(洋), 5(洋), 4.5(洋), 9(DK) 3ヶ所給湯 (大家族3人以上)

詳しくは、「募集一覧表」をご覧ください。

8. 申込みの無効・失格について

次のような場合、申込みは無効です。従って、当選しても失格となります。

- ① 申込書に不正な記載があったとき。
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- ③ 入居資格がないとき。
- ④ 友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割した世帯として申し込まれたとき。
- ⑤ 1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とする）につき2通以上の申込み（重複申込み）をしたとき。
- ⑥ 原則、入居時に申込書に記載した人全員が同時に入居できないとき。（ただし、死亡・出生を除く。）
- ⑦ 指定期日までに、入居資格審査の必要書類が提出されないとき。

9. 入居予定者の選考方法について

① 入居予定者の選考方法

各住戸ごとに抽選を行い、当選者1名と補欠者3名まで決定します。

② 抽選方法

抽選は、申込みの受付の返信でお知らせした抽選番号で行います。

抽選器に申込者の数だけ抽選玉を入れ、抽選器から最初に出てきた玉の番号が当選となり、次の番号が補欠の第1位、以下第2位、第3位になります。

10. 入居決定について（ご注意）

- 抽選の結果、当選されても、入居が決定するものではありません。当選後、書類等による入居資格の審査を行います。審査の結果、入居資格を満たしていると認められた方について、入居を決定し、「入居決定通知書」を発行いたします。
- 指定入居日までに入居手を完了されない、入居決定後に必要な書類の提出がない等の場合は、入居決定を取り消すことがあります。

11. 県営住宅に関する注意事項

○ガス器具・照明器具等について

ガス器具、照明器具（一部を除く）なども入居者の負担となります。
※退去の際、住戸の原状回復として、浴槽・風呂釜・ガス器具等、入居者が設置された器具は入居者負担で取り外していただきます。

○自治会活動について

県営住宅に入居された方には、団地全体の良好な環境維持のため、自治会活動に積極的に参加・協力していただきます。

○共益費について

階段の通路灯等共同施設の管理運営に必要な共益費などについて、負担をしていただく必要があります。

○「事故住宅」について

「事故住宅」とは、次のいずれかの人の死に関する事案が発生した住宅です。

- ① 自然死や不慮の死（特殊清掃等が行われたものに限る。）のうち、発覚から概ね3年間が経過していないもの
- ② 自然死や不慮の死（入浴中の転倒事故や食事時の誤嚥など）以外の死のうち、発生から概ね3年間が経過していないもの

仕様については他の住宅と変わりありませんが、お申し込みされる際は、十分にご理解いただいた上、お申し込みください。

※1 入居にあたっては、「事故住宅であることを承知して入居する」旨の同意書を提出していただきます。

※2 亡くなられた方の具体的な状況については、お答えできません。

※3 入居後は、いかなることがあっても、事故住宅であることを理由に、他の住宅へのあっせんを受けることはできません。

12. 県営住宅所在地について

団地名	所在地	電車最寄駅	電車最寄駅からの交通手段	備考
紀 寺	東紀寺町3丁目1番	近鉄奈良駅	(バス)天理駅行、紀寺住宅下車、東へ徒歩5分	P 一部EV BS
六 条	六条西4丁目5番	近鉄西ノ京駅	(バス)奈良県総合医療センター行、六条山下車、徒歩すぐ	P
高 円	古市町2208-9番地(光が丘) 他	近鉄奈良駅	(バス)山村町又は藤原台行、春日苑住宅下車、南東へ徒歩5分	
売 間	奈良市 東九条町788番地 他	J R 奈良駅	(バス)シャープ前または白土町行、北神殿下車、西へ徒歩5分	P
北 和	東九条町1424番地 他	J R 奈良駅	(バス)シャープ前または白土町行、南京終町下車、北西へ徒歩5分	P
姫 寺	東九条町960番地	J R 奈良駅	(バス) 杏中町行、宮の森町西口下車、南へ徒歩 3 分	P
六条山	六条西3丁目26番	近鉄西ノ京駅	(バス)奈良県総合医療センター行、六条西町下車、西へ徒歩10分	P
小 泉	大和郡山 小泉町1678番1	J R 大和小泉駅	(バス)近鉄郡山駅行又は矢田山町行、片桐西小学校下車、北西へ徒歩5分	P EV BS
西小泉	小泉町2958番地	J R 大和小泉駅	(バス)近鉄郡山駅行又は矢田山町行、泉原南口下車、北東へ徒歩5分	P
稗 田	稗田町476番地 番条町1-1番地・25番地	J R 郡山駅	南へ徒歩25分	P
東高田	大和 高田市 出22番地 他 西坊城町133-1番地 他	近鉄浮孔駅	南へ徒歩10分	P 一部EV BS

団地名	所在地	電車最寄駅	電車最寄駅からの交通手段	備考
天理	天理市 櫛本町1575番地 他	J R 櫛本駅	西へ徒歩10分	P EV BS
天理南	天理市 永原町116番地	近鉄・J R 天理駅	(バス)桜井駅北口行、乙木口下車、西へ徒歩5分	
秋津	御所市 池之内733-1番地 他	J R 玉手駅	南へ徒歩10分	P
阿部	桜井市 阿部650番地・660番地 679-2番地	近鉄・J R 桜井駅	南西へ徒歩20分	P
纏向	桜井市 辻67番地	J R 巻向駅	北西へ徒歩5分	P
桜井	西之宮197-3	J R 香久山駅 近鉄大福駅	北へ徒歩5分 北西へ徒歩7分	P EV BS
檀原	檀原市 川西町77番地 他 光陽町50-2番地	近鉄檀原神宮前駅	(バス)イオンモール檀原行、光陽町下車、南へ徒歩3分	P
坊城	檀原市 東坊城町416-1番地 他	近鉄坊城駅	南西へ徒歩15分	P
山崎	生駒市 山崎新町11-1番地	近鉄生駒駅	南へ徒歩8分	
※ 吉野	吉野郡 吉野町 丹治492番地・494番地	近鉄吉野駅	北へ徒歩5分	P

【備考欄】

P・・・駐車場設置（全ての希望者が利用できるとは限りません）

EV・・・エレベーター設置

BS・・・BSアンテナ設置

※吉野県営住宅について、募集は別途吉野町において行います。詳しくは、吉野町にお問い合わせください。

管理者所在地図

(株) 東急コミュニティー
奈良県営住宅
北部サービスセンター

〒630-8115
奈良市大宮町5丁目3-14
不動ビル1階

TEL:0742-30-1090
定休日:土曜日・日曜日・祝日
営業時間:午前8:30～午後6:00



地図①

(株) 東急コミュニティー
奈良県営住宅
サービスセンター

〒634-0005
橿原市北八木町1丁目1-18
橿原中央ビル5階1号室

TEL:0744-21-0109
定休日:土曜日・日曜日・祝日
営業時間:午前8:30～午後6:00

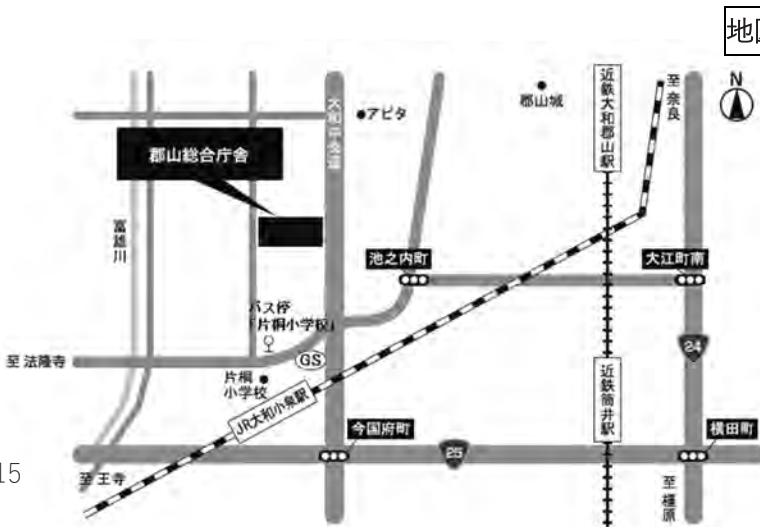


地図②

奈良県営住宅管理事務所

〒639-1041
大和郡山市満願寺町60-1
奈良県郡山総合庁舎3階

TEL:0743-51-2615
定休日:土曜日・日曜日・祝日
営業時間:午前8:30～午後5:15



地図③

入居申込書記入例

申込書に必要事項が記載されていないときや、不正な記載があったときは無効となります。

■切手(85円)は、2枚(往・返信)貼ってください。

■電話番号は、必ず昼間に連絡が取れる連絡先(携帯電話も可)を記入のこと。

郵便往復はがき

切手を必ずはってください

6391041

返信

と	奈良	府	大和郡山	満願寺	村
こ			郡	〇〇	
ろ				(荘)	
				マンション)	
					様方

フリガナ ナラ タロウ

奈良太郎 様

あなたの住所・氏名・郵便番号を
ハッキリとお書きください。

抽選番号のお知らせ

申込みの県営住宅名	棟号	抽せん番号
一般	小泉	A1棟
福祉	〇〇〇	号

※は記入しないでください。

このはがきにも必要事項を記入してください。

■申込みの県営住宅名・棟号について
2カ所と同じ内容を記入してください。
(例：福祉向け・小泉団地・A1棟〇〇〇号)

■身体障害者向け住戸の申込みについて
障害を有する方の続柄・名前・等級を記入
してください。(例：長男・一郎 2級)

申込みの県営住宅名	棟号	抽せん番号
一般	小泉	A1棟
福祉	〇〇〇	号

※は記入しないでください。

奈良県営住宅入居申込書

奈良県知事 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

この申込みの記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

住所	大和郡山	満願寺町	〇〇	名称	(株)大仙商会
フリガナ	ナラ	タロウ		勤務地	奈良市雑司町
氏名	奈良太郎			所在地	〇〇〇
	(〇年〇〇月〇〇日生)			電話番号	〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

(フリガナ)氏名	生年月日	年齢	性別	続柄	職業
(ナラ タロウ)	S.〇〇 〇〇.〇〇	〇〇	男	妻	会社員
(ナラ ハナコ)	S.〇〇 〇〇.〇〇	〇〇	女	妻	パート
(ナラ カズコ)	H.〇〇 〇〇.〇〇	〇〇	男	子	高校生
(ナラ イチロウ)	H.〇〇 〇〇.〇〇	〇〇	男	子	中学生
(ナラ フキコ)	H.〇〇 〇〇.〇〇	〇〇	女	子	小学生
(奈良 吹子)	H.〇〇 〇〇.〇〇	〇〇	女	子	小学生
計	5人				長男・一郎 (2)

一般福祉世帯向け住戸の申込みについては、「空家募集のご案内5頁1.一般福祉世帯向け」の欄を参考に申込資格内容または番号をご記入ください。
(例：「母子」または「①」)

例：(募集一覧表)

型式	間取り	面積(m ²)
4DK	6, 6, 4.5, 4.5(洋), 6(DK) (大家族4人以上)	67.6

単身で申し込む場合は「大家族」又は「単身不可」以外の住戸から選んでください。

※単身で入居できる住戸には、間取りに制限があります。詳しくは、「募集一覧」をご覧ください。

個人情報の保護について

奈良県では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、「奈良県個人情報の保護に関する法律の施行条例」の趣旨に従い、次のような措置を講じています。

ア 収集の制限

あらかじめ取り扱う目的を明らかにしたうえで、原則として本人から収集します。

イ 利用及び提供の制限

事務の必要性から収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。ただし、団地内自治会の円滑な運営のため、本人の同意を得た上で、入居者情報（入退去年月日・住所・氏名）を自治会に対して提供することがあります。

また、暴力団員の該当性の有無を確認するため、奈良県警察本部に照会することがあります。

ウ 適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失に対する防止について細心の注意をはらいます。

- 奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局 住宅課
- 奈良県営住宅管理事務所
- 奈良県営住宅指定管理者 株式会社東急コミュニティー

県営住宅の入居資格を満たさない場合について

基準月収額が基準を超えるなど、入居資格を満たさない方は、県営住宅を申し込みません。下記、UR賃貸住宅（旧：公団住宅）等をご検討ください。

- UR賃貸住宅（旧：公団住宅）UR都市機構 奈良営業センター
TEL 0742-71-5561